

第2回第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等 策定委員会 会議録

令和2年9月24日（木）

午後1時00分から

文化会館 大会議室

出席者

（出席者）14名

◎赤谷委員、◎大高委員、細井委員、都築委員、中村委員、内藤委員、野村委員、
西田委員、海光委員、杉浦委員、森委員、佐藤委員、安形委員、鈴木委員（藤井委員代理）

（欠席者）7名

小田委員、佐竹委員、石黒委員、小林委員、菅野委員、宇井委員、桑野委員

次 第

1. 福祉部次長あいさつ
2. 策定委員自己紹介
3. 委員長及び副委員長の選出について
4. 議題

（1）報告事項

- ・第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等アンケート及びヒアリング結果報告について

（2）協議事項

- ・第4次豊川市障害者福祉計画素案について
- ・第6期豊川市障害福祉計画等素案について

5. その他

（事務局）

会議に先立って資料の確認をお願いします。事前に郵送しました資料1から資料4。机上には次第、出席者名簿、部屋の配置図がございます。資料のない方はございませんか。

1. 福祉部次長あいさつ

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第2回第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、策定委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。私は福祉課長の小林です。よろしくお願い

します。では委員会に先立ち、福祉部次長よりご挨拶申し上げます。

(福祉部次長)

皆様こんにちは。私は福祉部次長の小島と申します。本日は市議会の9月定例会の最終日で、本来なら福祉部長がご挨拶申し上げます所ですが、議会へ出席しているため、僭越ではございますが、私から市の代表としてご挨拶申し上げます。お忙しい中、本日は委員会へご出席いただきありがとうございます。日頃より本市の障害福祉行政について多大なるご支援ご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。今回、皆様に策定をお願いいたしますのは第4次障害者福祉計画、第6期障害福祉計画、及び第2期障害児福祉計画の3本です。障害者福祉計画は障害者基本法に基づいて障害者に関する規約全般にわたる方向性を示す計画です。平成28年度から5年間の第3次計画が今年度で終了となるので、新たに第4次の計画策定をお願いします。次に障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスが計画的に提供されるよう目標値の設定や各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供改善の確保や推進のための取組を掲げる計画です。平成30年度から3年間の第5期計画が今年度で期間満了となるので、新たに第6期の計画を策定するということです。障害児福祉計画は児童福祉法に基づき、障害福祉計画と同様の計画を定めるものです。本市では障害福祉計画と障害児福祉計画は一体的に作成しており、こちらも平成30年度から3年間の第1期計画が今年度で期間満了となるということで、新たに第2期の計画を策定するということです。この3計画の策定をお願いしますが、新型コロナウイルスの感染という、誰もが経験したこともない状態にいます。この会議も第1回目は書面開催であり、第2回目の本日の会議で初めてお集まりいただきました。新型コロナウイルスの先行きは見通せませんが、感染防止等には最大限の配慮を行いながら委員会の運営を行います。委員の皆様方にはお世話をお掛けいたしますが、計画の策定にご協力をお願いいたします。本日もよろしくお願いいたします。

2. 策定委員自己紹介

(事務局)

予定している委員が2名程まだ来ておられませんが、お集まりいただくのは初めてですので、所属とお名前だけで結構ですので簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

(大高委員)

豊川市身体障害者福祉協会から参加いたしました、大高博嗣です。よろしくお願いいたします。

(細井委員)

豊川市知的障害者育成会の細井方恵です。よろしくお願いいたします。

(都築委員)

豊川市ろうあ者福祉協会の会長をしております都築義弘です。皆さんの協力もよろしくお願いいたします。

(中村委員)

豊川市肢体不自由児父母の会の中村道代です。よろしくお願いいたします。

(内藤委員)

民生委員の内藤政三です。よろしくお願いいたします。

(野村委員)

豊川市ボランティア連絡協議会の野村公樹です。よろしくお願いいたします。

(西田委員)

豊川市社会福祉協議会障害福祉課長の西田と申します。よろしくお願いいたします。

(海光委員)

豊川公共職業安定所ハローワーク豊川の所長の海光です。よろしくお願いいたします。

(杉浦委員)

東三河福祉相談センターの杉浦と申します。よろしくお願いいたします。

(森委員)

愛知県豊川保健所健康支援課こころの健康推進グループの森と申します。よろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

豊川市歯科医師会の障害者歯科医療センター長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

(安形委員)

豊川市医師会で障害者、難病、地域包括ケア、在宅サポートセンターの担当理事をしている安形です。よろしくお願いいたします。

(鈴木委員)

愛知県立豊川特別支援学校校長藤井毅の代理の教頭の鈴木康洋です。よろしくお願いいたします。

ます。

(赤谷委員)

豊川市社会福祉施設協会、障害者施設、介護施設等の協会から参りました。赤谷雄助です。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いします。なお、本日も都合により、視覚障害者福祉部会の佐竹委員、豊川呼吸器友の会の石黒委員、豊川精神障がい者家族会むつみ会の小林委員、豊川市保育連絡協議会の菅野委員、豊川市子ども健康部の宇井委員、豊川市福祉部の桑野委員は欠席です。

次に事務局です。

(事務局・田邊)

事務局の田邊です。よろしくお願いします。

(事務局・浦野)

事務局の浦野です。よろしくお願いします。

(事務局・加藤)

事務局の加藤です。よろしくお願いします。

(事務局・酒井)

事務局の酒井です。よろしくお願いします。

(事務局)

なお、今回の計画策定を委託している株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 東海支社の方も同席しています。

3. 委員長及び副委員長の選出について

(事務局)

第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会設置要綱第5条第2項により、委員長が選任されるまで事務局で会議の進行をさせていただきます。本日の策定委員会は設置要綱第5条第3項により委員の過半数以上の出席があるため、成立いたします。それでは「委員長及び副委員長の選出について」に移ります。設置要綱第4条第

2項より委員長及び副委員長は委員の互選により選出することとなっています。どなたかご意見はございますか。

(西田委員)

障害者福祉施設の施設長を務められ、第5期の障害福祉計画で委員として参加されておられた赤谷委員を推薦します。

(事務局)

赤谷委員を委員長にとご推薦がありました。いかがでしょうか。

<異議なし>

(事務局)

賛成多数なので委員長を赤谷委員にお願いします。

続きまして、副委員長についてどなたかご意見ございますか。

(中村委員)

私たち当事者団体から大高委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

ただ今、中村委員から大高委員を副委員長にというご推薦がありました。いかがでしょうか。

<異議なし>

(事務局)

ありがとうございます。副委員長を大高委員にお願いします。早速ですが、委員長、副委員長は席をお移りください。

それでは委員長及び副委員長より就任のご挨拶をいただきます。

(赤谷委員長)

委員長という大役を仰せつかりました障害者生活介護施設はなの和の施設長をしております、赤谷と申します。よろしくお願いします。私はそういった器ではございませんが、こちらに見える皆様は経験豊富な方ばかりなので、皆様のご意見をこの計画に少しでも反映させ、よりよい計画ができればと思います。ご協力をよろしくお願いします。

(大高副委員長)

副委員長を仰せつかった大高と申します。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会設置要綱第5条第2項により、委員長が会議の議長となりますので、以降の会議の進行については、よろしくお願いします。

4. 議題

(1) 報告事項

- ・第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等アンケート及びヒアリング結果報告について

(赤谷委員長)

それでは、「議題（1）報告事項・第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等アンケート及びヒアリング結果報告について」、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

福祉課の酒井と申します。それでは、計画策定のためのアンケート、及びヒアリング結果について報告いたします。まず、お手元の資料の確認をお願いします。事前資料①「豊川市障害者福祉計画等 策定のためのアンケート調査結果報告書」、事前資料②-1「豊川市障害者福祉計画等 障害者関係団体 ヒアリング結果報告書 当事者団体編」、事前資料②-2「ヒアリング結果報告書 ボランティア団体編」の以上3点です。

はじめに、事前資料①アンケート調査結果報告書について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。このアンケート調査は、「第4次豊川市障害者福祉計画」、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定にあたり、各種施策の基礎資料として活用することを目的として実施しました。郵送にてアンケート調査票を配布し、返信用封筒による郵送で回収しています。令和2年6月1日現在を基準日とし、令和2年6月13日から、6月26日までを調査期間としています。

調査の対象は、障害者、障害児、事業所の3つです。障害者は18歳以上の障害者手帳所持者、障害児は18歳未満の児童通所支援サービス利用者、事業所は豊川市内の障害福祉サービス事業所を対象としています。障害者は1053件、障害児は354件、事業所は45件、それぞれ、ご回答をいただきました。

表紙の裏の、目次をご覧ください。このアンケートは1から4まで、アンケートの内容についてはボリュームが多いため、項目ごとの説明は割愛させていただきますが、対象となる方の生活の状況や、サービス事業所の現在の状況等について、ご覧の項目で調査を行いました。

た。132 ページ以降はその他回答・自由記述として、ご回答いただいた方の率直なご意見や、生の声をまとめています。これらの結果を参考にし、計画策定を進めてまいります。また、項目によってはグラフ等を一部抜粋し、本計画に掲載する予定です。

続きまして、事前資料②-1「ヒアリング結果報告書」の「当事者団体編」について説明させていただきます。1 ページ目の、「調査の概要」をご覧ください。障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向などについて、団体からの意見を把握し、計画策定の資料とするためにヒアリング調査を実施しました。調査期間は令和2年7月15日から8月14日まで、調査対象はご覧の7団体です。団体が活動するにあたっての課題や問題点、今後の団体の方向性、分野ごとの課題と必要なサービスについてご意見をいただきました。特に、(3)「分野ごとの課題と必要なサービスなど」では、「保健・医療」、「生活環境の整備」等、9つの分野ごとに、率直なご意見を頂戴しております。内容については時間の都合上、割愛させていただきます。

最後に、事前資料②-2 ヒアリング報告書「ボランティア団体編」について説明いたします。1 ページ目をご覧ください。調査の目的や項目は、先ほどの「当事者団体編」と同様です。7月15日から26日までの期間で調査を実施しました。対象となるのは、豊川市で活動する障害関係ボランティア団体です。18 団体に調査シートを配布し、うち6 団体から回答をいただきました。

これらのアンケート、ヒアリング報告書につきましては、障害のある方やそのご家族の方、障害福祉に関わりのある方から頂戴した貴重なご意見として、計画策定に活かしてまいります。以上で報告を終わります。

(赤谷委員長)

膨大な調査結果です。事前に配布していただいているので、委員の皆様には目を通していただいていると思います。只今の説明について、ご意見ご質問はございますか。

(野村委員)

調査項目の裏に様々な意見が出ています。196 ページ「自由意見」の「行政の対応について」を見ると、市役所職員の対応について様々な意見が寄せられています。対応する職員が誰であるかで緊張する、とあります。そういった意見についても、計画に反映されるのか疑問に思います。貴重な意見なのですが、こういう意見をどのように載せるのですか。アンケートが大変だという意見も出ています。細かすぎて書くのも大変で、計画作成のたびにアンケートを出しています。本当に効果があるのかというような意見も載っていました。そのあたりもお伺いできればと思います。

(事務局)

ありがとうございます。福祉課の職員の対応の違いがあるといったご意見について、全て計画に反映するのは、今の時点では難しいと考えています。今後の福祉課のあり方としてこ

ういったご意見があることを念頭に置いて進めさせていただきます。アンケートのボリュームが大きすぎてご負担があるという件について、次回以降の計画策定にあたり、見直しを考えます。

(事務局)

計画にフィードバックできる点は、現行の障害者福祉計画の中で障害者の理解に関する部分、74 ページ「公的機関における障害者への配慮」が該当すると思います。例えばこういった部分でご意見を反映できればと思います。

(事務局)

職員に関しては、障害者差別解消法の対応要領があり、全職員に対して周知を図っているところです。

(赤谷委員長)

福祉課職員の窓口対応は、障害者差別解消法に基づいたマニュアル等が配布され、取組んでいるということですが、具体的に研修や勉強会は開いていますか。

(事務局)

新人職員研修は毎年行っています。また2～3年目くらいの職員向けの研修を、例年1日かけて秋ごろに行っています。また、新たに課長補佐級、管理職になった職員も秋口に毎年、差別解消法の研修を行っています。また、今年から福祉課では毎朝、朝礼ミーティングの時に手話のレッスンも行っています。

(赤谷委員長)

職員も個人差はあると思いますが、できるだけこういった声が出ないようにお願いします。他に何かご意見、ご質問はございますか。

(都築委員)

169 ページに「小坂井地区など、短時間の雨で冠水してしまう道路の整備。」とあります。レインボーホームからファミリーマートの階段の道に雨が降ると通るのが難しいです。多美河津神社の道路のところも雨が降ると車が通るたびに水が溢れるので、そこに溝をつくっていただきたいです。

(事務局)

側溝の整備ということですか。

(都築委員)

そうです。

(事務局)

所管の課に伝えて、別途、直接回答させていただきます。

(赤谷委員長)

他にご意見ございますか。

1点だけ申し上げます。ヒアリングの障害者団体の方では18団体のうち6団体のみ回答があったということです。これは例年このような割合ですか。それとも何か理由はありますか。思いあたる原因はありますか。

例年、このような割合ということですね、分かりました。

(2) 協議事項

・第4次豊川市障害者福祉計画素案について

(赤谷委員長)

第4次豊川市障害者福祉計画素案について、事務局よりご説明願います。

(事務局)

第4次障害者福祉計画の変更点について、前計画は平成28年3月に策定されましたが、平成25年6月に成立し、平成28年4月より施行された障害者差別解消法以降、法改正等大きな動きがないため、基本的には前計画の内容を踏襲しながら、現在の状況に合わせブラッシュアップをしていくような形で進めます。

したがって大きな章立ての変更はございません。ただ、若干変更している点がございます。第5章を新設しています。前計画では第4章「分野10 計画の進捗管理」としていた内容について、すべての分野に関わる内容であるため新たに第5章として位置づけました。今回の計画については第1章から第5章までの構成になります。また、第5章の下の方角で囲った部分、「障害」の表記について記載しています。「障がい」としている自治体もありますが、本市が「障害」としている理由を記載しています。

各章の構成について前計画と大きな変更はありませんが、変更があった点について説明させていただきます。「第1章 計画の策定について」、1ページ「1 計画策定の趣旨」の内容について、「・SDGsの内容」、「SDGs」という考え方について掲載しています。また、「・新型コロナウイルス」についての内容を掲載しています。

第1章「2 障害者福祉に関わる関連法令の動向」に大きな変更はありませんが、2ページ平成28年に追加記載及び平成29年以降の内容を新たに反映させていただいております。

第1章「3 計画の位置づけ」の「(1) 法的根拠と他の計画との関係」について、前計画では上位にあたる「地域福祉計画」との関連性が図示はされていましたが、本文中での説明がなかったため、本文に改めて記載しました。また、平成30年度から策定が義務化された障害児福祉計画の内容を追加記載しています。

第1章「4 計画の期間」、第2次は10年、第3次は5年の計画でしたが、障害福祉サービスの見込量等を明らかにするための障害福祉計画及び障害児福祉計画が3年間の実施計画的な位置づけとなっていることから、中長期的計画となる障害者福祉計画期間を6年とし、計画に一体性を持たせました。

第1章「6 計画の策定体制」について前計画では記載していませんでしたが、障害福祉計画及び障害児福祉計画では計画の策定体制という所が載っているので、そちらの計画とページを合わせ、計画の策定体制ということで第1章の6を新設させていただいております。

「第2章 豊川市の現状」、7ページから15ページくらいまで統計のページとなり一部を除き平成23年から10年間の推移を掲載しています。14ページの難病、小児慢性の推移について、前計画以後、難病法の成立に伴い、制度に変更が行われたため、それに合わせた記載に変更しています。また、令和2年の数値については、確定した数字がないため、確認でき次第掲載します。その他、結果の内容の詳細な説明は割愛しますが、知的障害、精神障害について、右肩上がりに人数が増加しています。

第2章「2 障害者への意識調査から見た現状」については先ほど酒井から説明がありましたので、説明は割愛させていただきます。アンケート結果の抜粋となります。

第2章「3 団体ヒアリングから見た現状」もアンケート結果の抜粋です。内容が入ること、実際にはページ数が増加します。

「第3章 計画の基本的な考え方」の「1 基本理念」について、前計画では、基本理念、計画推進の視点、計画の目標と分野別方針、施策の体系という構成となっていました。基本理念と目標の内容が重複していたため、基本理念イコール目標とし、前計画の目標を削除しました。基本理念については、前計画を踏襲しつつも、第6次総合計画の目標及び前計画の基本理念となっている「共に生き、社会参加しやすいまちづくり」を推進するための根源となる、人権の尊重を加えました。また、図についても、基本理念が「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「ユニバーサルデザイン」の3つの考え方を柱として成り立っていることを強調しています。

第3章「2 計画推進の視点」について、3点のうち「障害者の主体性・自立性の確立」と「障害のある人もない人も互いに支え合う地域社会の構築」は変更ありません。前計画の「障害の重度化・重複化及び障害者・介護者の高齢化への対応」は他の視点と比べて具体的過ぎることや、国の視点に併せて「障害特性や複合的困難に配慮したきめ細かい支援」に変更しています。

第3章「3 分野別方針」、各分野の方針については基本的には継続しますが、検討委員

会での意見を踏まえ以下の点で見直しを検討しています。前計画で、分野4は「生涯学習、文化・スポーツ等」となっていましたが、生涯学習を保育、教育と同じ分野とし、分野3を「保育、教育、生涯学習」、分野4を「文化・スポーツ等」とする形で検討しています。

分野10として計画の進捗管理を記載していましたが、全ての分野に関わる内容であるため、第5章として位置づけを行います。

施設設備に関する内容を「分野1 生活支援」にまとめます。

その他重複する記載等について整理しながらスリムな形で記載したいと考えています。

「第4章 障害者施策の展開」、「第5章 計画の推進体制」について、今回は提出していませんが、分野別方針を踏まえ、アンケート等調査結果や検討部会での検討結果を反映させた見直しを検討していきます。今後のスケジュールとしては検討部会、各課ヒアリングで確認した内容を反映させた案を再度各課に配布修正等の後、検討部会で図ったものを第3回目の策定委員会で提出する予定です。基本的に第3章での変更点を踏まえた構成になりますが、内容については前計画を踏襲しつつ、最新の内容を反映させていくこととなります。

(赤谷委員長)

計画の第1章から第3章までの説明と、第4章以降はこれから作成ということで、構成をお示しいただきました。これについて、ご質問等伺ってよろしいですか。

(都築委員)

平成28年に障害者差別解消法が制定されましたが、未だに皆さんの理解が広がっていません。どうすれば理解が深まるのか、これからどうしていったらいいのでしょうか。差別がまだ残っていることが多いため、差別解消法を広めていく方法はどうすればいいのでしょうか。

(事務局)

福祉課としても非常に憂慮しています。差別解消法の施行から3年経過後に法改正の予定がありましたが、未だ法改正の内容については情報が入ってきません。本計画の中でも前計画同様、障害者差別解消についての内容を掲載させていただく予定です。内容について浸透していないことも含め、掲載できたらと思います。ご了承していただけたらと思います。

(野村委員)

1点目、14ページ「(6) 難病患者の状況」について、人数がさじ加減で減っていると思います。難病に指定されていたが指定されなくなりました。人数を減らして何も問題がないのかと疑問に思います。

2点目、15ページ「■市役所での障害者雇用の推移」が出ています。「平成29年で減少していますが、年々増加しています。」と記載がありますが、現実的には雇用率を達成しておらず、それについての記載がありません。自治体が手本を示さないと雇用率はアップしな

いと思います。

3 点目、新たな首相になって「自立、共助、公助」と「自立」が強く叫ばれる昨今ですが、その他に縦割り行政の改善も課題となっています。福祉の分野でも市民協働は別の担当となっています。21 ページ「分野 9 市民協働、地域ネットワーク」は「市民協働国際課」となっていますが、福祉と市民協働の住み分けが難しくなっているので、検討する必要があるかと思います。20 ページの生涯学習も教育委員会が行っています。そのあたりが縦割りで様々なところが関わっているため、整合が取れていないと感じます。

（事務局）

1 点目について、難病法施行に伴う特定医療費支給の経過措置期間の終了に伴い、人数が減少しておりますので、ご理解いただければと思います。法改正によって対象者が変わってきたので、経年で見ると減少していますが、対象者数はほぼ横ばいだと聞いています。

2 点目について、報道機関でもご存知の方もいるかと思いますが、算定誤りがあり、本来算定に入れてはいけない人数を算定にいていました。それが影響し、平成 29 年から数字が大きく下がる状態になっています。令和 2 年は人数が決まり次第掲載しますが、現状では 34 名だと聞いています。若干数字が変わるかもしれません。事務局でも障害者雇用の状況の説明を詳しく載せた方がいいのか迷いましたが、今の所このような形で掲載する予定です。

3 点目について、返す言葉もない、という状況です。市民協働、ボランティア活動、福祉の活動との住み分けが難しく、一緒に扱うのは難しいです。ボランティアについてもボランティアを担当する部署から指導者の育成で困っていると聞いています。その辺をクローズアップする意味でも分野を分けて書くのがいいと個人的には考えています。いただいたご意見は各課へ報告します。

保育・教育・生涯学習についてです。生涯学習は文化・スポーツと合わせて、今までは記載していましたが、文化・スポーツとは別にしてほしいと検討部会で話があり、次期計画では離すこととしました。ただ、生涯学習のみ分野を分け、独立して掲載するのも難しいため、教育分野の一環でもあるので、保育・教育の欄に掲載しています。

他市町村の計画も拝見したところ、教育と生涯学習をまとめて掲載するケースが多く見受けられるので、このような形になりました。各課にも承認を取ろうと考えています。

（森委員）

難病についてのご意見が出たので、保健所より申し上げます。難病の受給者数が減少している件について、平成 23 年は表にある通り対象疾患が百数個で少なかったのですが、現在 300 以上になり、対象疾患がかなり増えています。診断されても全ての方に支給されるわけではありません。パーキンソン病等の患者数が多い疾患だけでなく、ほとんどの難病で受給者証を発行できる方は限られています。財源が少ないので、国としてこうした施策になって

おり、難病と診断されている方が申請されて全て通っている現状ではありません。他の市等では、受給者証がなくても診断されれば難病見舞金を支給しているところもあります。金額は千円だったり三千円だったり様々ですが、そういった方面でも支援を考えていただけるとありがたいかと思います。

19 ページ「2 計画推進の視点」の「障害特性や複合的困難に配慮したきめ細かい支援」で、「障害のある女性をはじめ」という記載があります。最近はLGBT、SOGI等、そういった取り組みにも男女共同参画課では取り組んでいます。性的指向や性同一性障害について配慮した書きぶりや、環境の整備が必要となっています。計画においても「女性」ということではなく、「性別に関わりなく」という書きぶりに変えていただく方が、配慮ができていと思うので、ご一考いただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。LGBTといった、男性、女性関係なく、全ての障害の方へという書き方で検討させていただきたいと思います。

(事務局)

今日欠席されておられる委員からご意見を伺っています。「第4次豊川市障害者福祉計画」、「第6期豊川市障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」について「者」が付くか付かないかで、これまでも分かりづらいというご指摘が度々ありました。今回は初めて同時策定することで、さらに分かりにくいため、名前を変えてはどうかというご提案がありました。例えば「豊川市障害者福祉計画」を「障害者福祉基本計画」に変更してはどうか、というご意見です。参考までに国の計画名称は「障害者基本計画」、県の計画名称が「障害者計画」です。多くの自治体ではこのどちらかを用いられています。また、「障害福祉計画」は全国一律のタイミングで作る計画であり、名前を変更されているところもないですが、例えば「障害福祉支援計画」はどうかという提案をいただきました。

(赤谷委員長)

名称のお話がありました。これについてご意見はございますか。確かに私もこれを見た時分かりづらいと感じました。名前を変えることには前向きです。これは変更するならばどういった形になりますか。

(事務局)

「障害者福祉計画」については、1案目は「障害者福祉基本計画」、2案目は「豊川市障害者基本計画」、3案目は「豊川市障害者計画」、4案目は現行のままの4案があります。他に委員の皆様から適した名前を提案いただければ、含めて検討いただきたいと思います。

(赤谷委員長)

本日は名称の変更について提案があった、ということによろしいですか。これから決めていくということですね。それでは協議事項2について、その他にご質問等ございますか。

私から僭越ですが、検討いただきたいことがございます。障害者雇用の件です。障害者の雇用の拡充について、これについては様々言われておりますが、豊川市の第3次の計画ではジョブコーチ、職場の適応援助者の配置を支援することが掲載されており、実際に行われていると思います。それは継続していただきたいと思います。第3次を見ても県や国の事業は様々されていると思います。ハローワークの海光委員もお見えになっていますが、例えば愛知県だと障害者雇用総合サポートデスク、障害者職業センターがあったり、中小企業が障害者を雇用した場合の奨励金等の制度があると伺っています。本計画については市の施策が基本ですが、そういった国や県の事業との連携、具体的な施策を示せばより良い計画になるかと感じました。ぜひ検討願います。

時間ありませんので、次の協議事項に参ります。

・第6期豊川市障害福祉計画等素案について

(事務局)

この素案は第1章から第3章についての協議事項とし、第4章、第5章は、どこまで数字を掲載するか国の方針が定まっていなため、あくまでも策定途中となっています。今回は計画の構成を確認いただき、次回の策定委員会で内容を協議していただくという事をご了承願います。

では、資料4を用いて説明させていただきます。まず、第1章「計画策定にあたって」では、第4次豊川市障害者福祉計画の第1章「計画の策定について」と同じほぼ構成と内容となっております。主な相違点だけ説明させていただきます。1ページをご覧ください。本計画は、「第4次豊川市障害者計画」の方向性を踏まえ、「第6期豊川市障害福祉計画及び第2期豊川市障害児福祉計画」を策定します。次に3ページをご覧ください。本計画は、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体として策定しています。「豊川市障害福祉計画」と「豊川市障害児福祉計画」は、それぞれ障害者総合支援法と児童福祉法に規定された、成果目標や障害福祉サービス等の必要な見込み量等を示す「障害福祉計画」「障害児福祉計画」となっています。次に5ページをご覧ください。本計画の期間は3年周期となっており、令和3年度から令和5年度の3年間となっています。

続きまして、第2章「豊川市の現状」です。前計画では、第5章の資料編として構成されており、4「前回計画の進捗状況」と5「障害福祉サービス等の提供状況」につきましては追加となっています。第2章とした理由につきましては、統計データや各種調査結果、障害福祉サービス等の実績、事業の進捗状況を総合的に勘案し、豊川市の障害者支援施策の課題と方向性を示すためとなります。7ページから17ページにつきましては、第4次豊川市障

害者福祉計画と同じ内容となっていますが、17 ページの団体ヒアリング調査からみた現状において、調査期間に誤りがあり、次回策定委員会で修正させていただきます。

では、18 ページをご覧ください。4「前回計画の進捗状況」として、前回計画で設定した目標値の進捗状況をまとめています。項目としては、（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（３）地域生活支援拠点等の整備（４）福祉施設から一般就労への移行など（５）障害児支援の提供体制の整備等 となります。現状値が入っていません。次回策定委員会でお示し致します。

次に、21 ページをご覧ください。5「障害福祉サービス等の提供状況」として前回計画で設定した障害福祉サービス等の提供状況をまとめていきます。項目としては、（１）訪問系サービス（２）日中活動系サービス（３）居住系サービス（４）相談支援（５）障害児支援（６）地域生活支援事業（７）任意事業となります。

続きまして、第3章です。27 ページをご覧ください。こちらは「計画の基本的な指針」ということで、「1 基本理念」を記載いたします。これは第4次豊川市障害者福祉計画の基本理念と同じ内容となっています。

次に28 ページをご覧ください。「2 第6期障害福祉計画等の基本的事項」といたしまして、（１）から（５）まであります。（１）につきまして、障害福祉計画等における国の基本的事項ですが、これは国の基本指針に記載されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項を要約してあります。大きな変更点としまして、29 ページをご覧ください。⑥障害福祉人材の確保、⑦障害者の社会参加を支える取組が追加となっています。

次に30 ページをご覧ください。（２）につきまして、障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方ですが、国の基本指針を受けて豊川市の実情に合わせた考え方を掲載しています。大きな変更点としまして、⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制を充実させます と ⑥依存症対策を推進します が追加となっています。

次に31 ページをご覧ください。（３）につきまして、相談支援の提供体制に関する基本的な考え方ですが、国の基本指針を受けて豊川市の実情に合わせた考え方を掲載しています。

次に32 ページをご覧ください。（４）障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方（５）障害児相談支援の提供体制に関する基本的な考え方ですが、国の基本指針を受けて豊川市の実情に合わせた考え方を掲載しています。

続きまして、第4章です。33 ページをご覧ください。第4章は、「計画の目標値と見込み量」ということで、ここでは構成の確認となります。1として豊川市におけるサービスの構成となります。豊川市ではどのようなサービスが行われているかを掲載します。2として目標値の設定となります。目標値の設定は、国の基本指針に基づいた目標値で、国の方針と、具体的に豊川市の目標値がどうなるかを掲載させていただきます。3として障害福祉サー

ビスの見込み量と確保策、4として相談支援の見込み量と確保策、5として障害児支援の見込み量と確保策、6として地域生活支援事業の見込み量と確保策となります。それぞれ国の基本指針の基本的な考え方を基に見込み量を設定し、その確保策を掲載いたします。内容につきましては、次回の策定委員会で案を出させていただきます。

最後に第5章です。34ページをご覧ください。第5章は、「計画の推進体制」となっております。これは、計画の推進、それから計画の周知・情報提供、計画の点検・評価ということで、これまでの計画において国からPDCAサイクルのマニュアルが掲示されており、どのように点検・評価していくかが示されておりますので、それに沿って掲載していきます。内容につきましては、次回の策定委員会で案を出させていただきます。

説明につきましては以上となります。

(赤谷委員長)

ありがとうございました。ご質問、ご意見はございますか。

(都築委員)

資料4の25ページ「(6) 地域生活支援事業」の「手話通訳者設置事業」について、実際には7月31日まで2名体制でした。8月1日から1人体調の都合で辞められました。来年の4月からまた1人新しく採用をお願いしています。

(事務局)

条件に合った方がなかなか見つからず、2名確約できるということはございませんが、2名確保できるよう、検討を重ねていきます。よろしくお願いします。

(都築委員)

探しているけれど、まだ見つからないということですか。

(事務局)

後々の検討になっていくかと思いますが。

(都築委員)

はっきりとは答えられないということですか。

(事務局)

そうです。

(都築委員)

よろしくお願いします。

(野村委員)

現在は令和2年9月ですが、資料には令和元年の計画値しか載っていません。2年度になって数か月経っていますので、令和元年度の分を載せてもらった方がいいと思います。何か理由はありますか。

(事務局)

今回は計画値のみの掲載になります。次回の策定委員会には数値を掲載し、実績として表します。

(杉浦委員)

28 ページ、基本的な指針の中で今回、障害サービスの質の向上について示されていたため、次期計画にも反映していただきたいです。

(事務局)

ありがとうございます。検討します。

(森委員)

今説明いただいた第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画、また、第4次障害者福祉計画もですが、上位計画に第3期の豊川市地域福祉計画があります。地域福祉計画は34年度までの計画で、その中で様々な課題が出ています。ボランティアや、今後の取組についても触れられています。この計画とそれぞれの計画は、どの辺がリンクしていますか。同じ豊川市のことが書かれていますが、それらの整合性を見つけにくいです。総合計画の未来像には「光・緑・人 輝くとよかわ」ともあり、そこにはもちろん障害がある人、ない人がみな含まれていると思います。ボランティアや、地域、校区ごとに分かれてそれぞれ課題があります。先ほど小坂井の話も出ていましたが、小坂井でそういった課題は出ていません。この計画の上位計画とされている地域福祉計画との整合性はどのようにお考えですか。

(赤谷委員長)

今のお話は社会福祉協議会に対してですか。

(事務局)

地域福祉計画における課題について、障害者福祉計画では、各課の取組の中で社会福祉協議会と関係する部分が出てくるため、そういったところで触れていきます。障害福祉計画で

は、サービスの見込み量を確保するための対応策を記載するところで、地域福祉での課題と整合を図っていくことは考えられます。

事務局でお預かりしているご意見です。本日欠席されている委員、同じ意見を2名の委員からいただきました。第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の特に第1章、第2章に係る部分について、第4次障害者福祉計画と非常に重なる部分が多いため、割愛してはどうか、と意見をいただきました。特に統計値を掲載する第2章について、同じような説明や資料が掲載されています。同時期に策定するのであれば、2つの計画の一体性を示す意味で、障害福祉計画及び障害児福祉計画の統計値を、「障害者福祉計画を参照」という形でコンパクトにしてはどうかというご提案がありました。今、配布したのが、そのご意見を基にした案になります。このご提案について、ご意見いただければと思います。

(赤谷委員長)

今ご説明があったのは、第4次障害者福祉計画と重複する内容について、今配られたもののように簡素化したいということです。これは今の時点で諮った方がいいですか。

(事務局)

ひとつの提案として、この場でご意見いただければ次回には変更、あるいは現行のまま、とさせていただきます。

(赤谷委員長)

このことについてご意見ございますか。

(事務局)

いただいたご意見でも、これは今回に限る措置ということで、あくまでも同時期に策定される時だけこのような形を取らせていただきます。3年後の障害福祉計画では統計の数値も変わりますし、ヒアリングも再度行いますので、次回の障害福祉計画はフルに掲載する形になります。今回のみです。

(赤谷委員長)

これについては、ご意見等ございますか。内藤委員、いかがですか。

(内藤委員)

そうした方がいいと思います。

(赤谷委員長)

ここで決定ということではないですね。

(事務局)

はい。例えば今回いただいた提案で作成し、次回に見ていただいて、元に戻そうというご意見が多ければまた訂正いたします。

(赤谷委員長)

方向性としては、こういった簡素化した形に変えるということで、ご異議はございますか。内容は次回示していただけるということですが、方向性としてはこのような形でよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、方向性としてこのように進めていただければと存じます。

5. その他

(事務局)

次回のご案内ということで、本日意見をいただきましたように策定途中になっているところが多数あり、なかなかご意見いただける部分が少なかったかと思います。申し訳ありません。ただ、次回第3回については、パブリックコメントの実施に向けた計画案ということで、どの計画も基本的に完成された形で、お示しすることになります。次回の策定委員会は11月26日木曜日、午後1時を予定しております。会場は勤労福祉会館の視聴覚室で、会場は今回と別となりますので、お間違えのないようお願いいたします。コロナの状況により、実際に開催できるのか、不透明なところがありますが、ご意見を多く頂戴したい委員会ですので、可能な限り開催したいと思います。よろしくお願いします。

(赤谷委員長)

ありがとうございます。また膨大な資料になると思いますが、できれば事前に配布をお願いしたいと思います。その他全体についてご意見ございますか。

(安形委員)

3点ほど申し上げます。1点目、第4次豊川市障害者福祉計画の20ページ「分野3 保育・教育、生涯学習」に「健診や相談支援の充実」とありますが、「【ヒアリング結果報告書】※当事者団体編」の4ページ、「①保健・医療について」に「○健診を行っている事業所が少ない」とあります。実際に障害の方も健診を受ける機会がありますか。

(事務局)

あります。

(安形委員)

ヒアリングでなぜこのようなご意見が、と思いました。

(細井委員)

健診の機会を設けて欲しいというのは、育成会からの要望です。学生時は学校で健診を受ける機会は毎年あります。事業所へ通うようになると、大きな事業所は健診を実施している事業所もありますが、小さい事業所は機会が全くなく、個別に受けることになってしまいます。普通の医療機関ではハードルが高く、受ける機会が少なくなってしまう。事業所単位で受ける機会があると、皆が受けられます。

(安形委員)

事業所の規模、入所通所問わず、私が知っている所は健診を行っておられると認識していたので、されていないところもあるということですね。

(細井委員)

私の子どもはB型に通っていますが、健診は事業所で一度も行われていません。緊急時の医師は決められていますが、定期健診は行われていません。

(安形委員)

同ヒアリングの4ページ「〇肢体不自由児者のリハビリ施設が足りない。」とありますが、足りていませんか。

(中村委員)

岡崎や豊橋に流れています。豊川市内では数が少ないので、通う回数が少なくなります。そういう問題だと思います。

(安形委員)

私の所でも受け入れをしています。それでも少ないという印象があります。

2点目、第4次障害者福祉計画の「計画策定の趣旨」に新型コロナに関しての記載があります。今回コロナの件で勉強させていただきましたが、高齢者のコロナでの入院は、隔離する必要もあって、非常に大変です。非常に苦勞して、皆様のご尽力でなんとか入院できました。障害のある方も、家族から感染した方がいらっしゃったのですが、何とか在宅で対応できました。東三河では受け入れが難しく大きな課題です。障害があるからすぐに入院というわけではありませんが、人工呼吸器などが必要な方だとなおさら入院する必要があります。幸い、その方は知的障害の方で大きな身体的な障害はなく、保健所等の協力で対応できました。その時は、まず、家族の方にコロナの正しい知識をお伝えして、予防の方法を詳細

に説明し、自宅療養をされました。入院施設については、コロナに関わらず、災害時も課題です。避難所の件も非常に大きな問題だと思います。次期計画に回答があればいいと思います。

3点目、第6期豊川市障害福祉計画の18ページ、「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」とあります。資料1のアンケートに「③相談情報提供」と記載があります。以前から他の会議でもお伝えしていますが、障害分野でも「ほいっぷ」のような情報共有ソフトの利用は検討されていますか。

(事務局)

昨日、各事業所にメールで送信しましたが、「ほいっぷ」を障害福祉施設でも利用できるようになっており、登録を各事業所にお願いしています。今後登録して、ご利用できる状態になっています。

(安形委員)

介護事業所も大きな団体だといいますが、個人では登録料がかかるので、躊躇されます。「ほいっぷ」は事業所にとって情報量が非常に多く、有用です。今回のコロナの件に関してもそうですし、災害時にも必ず重要なツールかと思います。行政の縦割りの話にも解消するツールになるかと思います。

(赤谷委員長)

大変貴重な意見をありがとうございます。同時に様々な課題をいただきました。

(都築委員)

当事者団体ヒアリングの4ページです。X線検査の時にバリウムを飲んだ後、向きを変えて写真を撮っての繰り返しで、大変です。3、4か所、モニターが付いていて、指示を受けて身動きが取れる設備があると聞いたことがあります、そういった設備はあるのでしょうか。

(安形委員)

カメラのモニターが付いていて、誰かが操作するとリンクできるようになっているものですね。どうしてもベッドを倒す時に死角ができてしまいます。その時は危ないので、カメラなり鏡なり、そういうものを付けて死角ができないように工夫されていると思います。

(都築委員)

全国では、新潟や大阪で導入していて、耳が聞こえない人でも分かりやすいようなバリウム検査があると伺いました。

(安形委員)

操作室でのやり取りが難しい場合はプロテクターを着て中に入って、お手伝いしながら行うケースもあります。

(都築委員)

それがモニター室でできるような設備が、大阪など全国で3か所あると伺いました。

(安形委員)

あるかもしれませんが、転倒等のリスクがある場合は、そばにいないと分かりません。基本的には難聴など心配な方はプロテクターを着て直接介助に入ります。中で操作できるので、その形の方がより安全かと思います。

(都築委員)

そうすると非常に時間がかかってしまいますね。これからそういった聞こえない方への工夫を考えて欲しいです。

(赤谷委員長)

ありがとうございました。他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。事務局は大変だと思いますが、次回までに資料等を揃えていただければと思います。本日の日程はこれですべて終了いたしました。長時間に渡り、ご協議ありがとうございました。

以上